

議案第272号

地方財政法附則第33条の5の7第1項の規定に基づく地方債に係る許可
の申請について

地方財政法附則第33条の5の7第1項に規定する地方債を起こすこととし、次のとおり総務大臣に許可の申請をするに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

1 起債の目的

大阪市道路公社の解散に伴い、本市がその元金及び利子の支払を保証している同公社の借入金の償還に要する経費に充てるため

2 起債の限度額

33,400,000,000円

3 起債の方法

普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）

4 起債の利率

年9.5%以内

5 償還の方法

起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中に未償還額の範囲内において借り替えることができる。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方財政法附則第33条の5の7第1項の規定に基づく地方債について、総務大臣に許可の申請をするため、同条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方財政法（抄）

附 則

（公営企業の廃止等に係る地方債の特例）

第33条の5の7 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成21年度から平成25年度までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第5条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

(1)－(2) 省 略

(3) 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行つている当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

(4) 省 略

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第5条の3第1項及び第6項並びに第5条の4第1項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4－7 省 略